

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

新旧対照条文

目次

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年 ^{大蔵省} 令第一号）	1
○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年 ^{大蔵省} 令第二号）	8
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年 ^{大蔵省} 農林水産省令第一号）	19
○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年 ^{内閣府} 農林水産省令第十六号）	24
○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十六年 ^{内閣府} 農林水産省令第十一号）	30
○ 附則	35

○内閣府
農林水産省 令第七号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第三百三十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 江藤 拓

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(同一人に対する信用の供与等) 第十六条 「略」</p> <p>5 「2〜4 略」</p> <p>5 第二項及び前項の規定は、組合の清算機関（組合（当該組合以外の組合を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（法第十一条の八第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。</p> <p>6 一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間</p>	<p>(同一人に対する信用の供与等) 第十六条 「同上」</p> <p>「2〜4 同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>

「接的信用供与等」という。）のうち、農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引（以下この項において「個別資産等」という。）に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が法第十一条の八第一項本文に規定する自己資本の額の二分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

（法第十一条の八第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第十七条 法第十一条の八第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等の額（次項及び第二十条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

（法第十一条の八第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第十七条 法第十一条の八第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額（第二十条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 略」

2|| 組合が、自己資本比率（法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段（当該組合の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算することを要しない。

「一〇八 同上」

「項を加える。」

3||
〔略〕

(法第十一条の八第二項前段の当該組合と主務省令で定める特殊の
関係のある者)

第十九条 法第十一条の八第二項前段の当該組合と主務省令で定める
特殊の関係のある者は、当該組合の子法人等(農林水産大臣及び金
融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第二十二條の二
において同じ。)とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

(法第十一条の八第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第二十条 〔略〕

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる
額の合計額をいう。

一 前項の組合について第十七条第一項及び第二項の規定により計
算した単体信用供与等総額

二 前項の組合の子法人等について第十七条第一項及び第二項の規
定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 略〕

(法第十一条の八第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与

3||
〔同上〕

(法第十一条の八第二項前段の主務省令で定める組合と特殊の関係
のある者)

第十九条 法第十一条の八第二項前段の主務省令で定める特殊の関係
のある者は、次に掲げる者とする。

一|| 当該組合の子法人等

二|| 当該組合の関連法人等(第十条第三項に規定する関連法人等を
いう。次条第二項第二号において同じ。)

(法第十一条の八第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第二十条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 前項の組合について第十七条第一項の規定により計算した単体
信用供与等総額

二 前項の組合の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十
七条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 同上〕

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>等の相手方)</p> <p>第二十二條の二 法第十一條の八第三項第二號の信用の供与等を行う組合又はその子会社等と實質的に同一と認められる者とは、当該組合又はその子法人等をいう。</p> <p>(届出事項等)</p> <p>第五十八條 法第九十七條第十二號の主務省令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。)で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 組合が第九條に規定する会社又は第十九條に規定する者のいずれかに該当する者(次号及び第五号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合</p> <p>「四〇十七 略」</p> <p>「二〇五 略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(届出事項等)</p> <p>第五十八條 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 組合が第九條に規定する会社又は第十九條各号に掲げる者のいずれかに該当する者(次号及び第五号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合</p> <p>「四〇十七 同上」</p> <p>「二〇五 同上」</p>
---------------------------	--	---

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年^{大蔵省}農林水産省^省令第二号)の一部を次のように改

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)</p> <p>第十三条の四 令第十条第一項第一号ロ(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める者は、会社である同一人自身(同条第一項(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)に規定する同一人自身をいう。)又は当該同一人自身を合算子法人等(令第十条第二項(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする法人等(当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。) 第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第十三条の六第一号において同じ。)に該当する場合に限る。)の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。) 第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。</p> <p>(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)</p>	<p>(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)</p> <p>第十三条の四 令第十条第一項第一号ロ(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める者は、会社である同一人自身(同条第一項(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)に規定する同一人自身をいう。)又は当該同一人自身を合算子法人等(令第十条第二項(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする法人等(当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。) 第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第十三条の六第一号において同じ。)に該当する場合に限る。)の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。) 第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。</p> <p>(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)</p>

第十三条の五 令第十条第二項第一号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。次項第一号及び次条において同じ。）の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

【一・二 略】

2 令第十条第三項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。）とする。

【一・二 略】

（同一人に対する信用の供与等）

第十四条 令第十条第七項第一号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）の貸出金として主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

【一・三 略】

2 令第十条第七項第二号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）の債務の保証として主務省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

3 令第十条第七項第三号（同条第十三項及び第十六項において準用

第十三条の五 令第十条第二項第一号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次項第一号及び次条において同じ。）の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

【一・二 同上】

2 令第十条第三項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあつては、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。）とする。

【一・二 同上】

（同一人に対する信用の供与等）

第十四条 令第十条第七項第一号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）の貸出金として主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

【一・三 同上】

2 令第十条第七項第二号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）の債務の保証として主務省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

3 令第十条第七項第三号（同条第十二項及び第十五項において準用

する場合を含む。)の出資として主務省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定及び外国証券勘定並びに外部出資勘定に計上されるもの(外国証券勘定にあつては、外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの(次項第七号において「外国法人の発行する株式等」という。))として計上されるものに限る。)とする。

4 令第十条第七項第四号(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

「一〇九 略」

5|| 第二項及び前項の規定は、組合及び連合会(以下この項において「組合等」という。)の清算機関(組合等(当該組合等以外の組合等を含む。))に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関(金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。)、商品取引清算機関(商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。))及びこれらに準ずる外国の機関(設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。
()に対する信用の供与等(法第十一条の十一第一項本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項ただし書、次条第一項及び第三項並びに第十六

する場合を含む。)の出資として主務省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定及び外国証券勘定並びに外部出資勘定に計上されるもの(外国証券勘定にあつては、外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの(次項第七号において「外国法人の発行する株式等」という。))として計上されるものに限る。)とする。

4 令第十条第七項第四号(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

「一〇九 同上」

「項を加える。」

条第一項第二号において同じ。)に規定する信用の供与等をいう。
(以下同じ。)であつて、清算機関が行う業務(金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。)に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。

6||

一又は複数の資産(以下この項において「原資産」という。)を裏付けとして間接的に行う信用の供与等(以下この項において「間接的信用供与等」という。)のうち、農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引(以下この項において「個別資産等」という。)に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が法第十一条の十一第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

(法第十一条の十一第一項の規定の適用に関し必要な事項)

「項を加える。」

(法第十一条の十一第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十五条 法第十一条の十一第一項本文に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等の額（次項及び第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 略」

2|| 組合又は連合会が、自己資本比率（法第十一条の六第一項第一号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段（当該組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク

第十五条 法第十一条の十一第一項本文（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。）に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等（法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額（第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 同上」

「項を加える。」

削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものにより保全される額については、担保等提供者に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算することを要しない。

3|| 法第十一条の十一第一項本文に規定する自己資本の額は、法第十条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十六条 令第十条第九項第三号（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び同条第十四項第四号の主務省令で定める理由は、

2|| 法第十一条の十一第一項本文に規定する自己資本の額は、法第十条の六第一項第一号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十六条 令第十条第九項第三号（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び同条第十三項第四号の主務省令で定める理由は、

次に掲げる理由とする。

「一〇三 略」

2 令第十條第十四項第二号の主務省令で定める債務者等は、漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業のための貸付金に係る債務者であつて、次に掲げる者（同条第十一項第三号に規定する法人を除く。）とする。

「一・二 略」

3 「略」

（組合又は連合会と特殊の関係のある者）

第十七條 法第十一條の十一第二項前段（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の当該組合又は当該連合会と主務省令で定める特殊の関係のある者は、当該組合又は当該連合会の子法人等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第二十條の二において同じ。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

（法第十一條の十一第二項の規定の適用に關し必要な事項）

第十八條 「略」

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

次に掲げる理由とする。

「一〇三 同上」

2 令第十條第十三項第二号の主務省令で定める債務者等は、漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業のための貸付金に係る債務者であつて、次に掲げる者（同条第十一項第三号に規定する法人を除く。）とする。

「一・二 同上」

3 「同上」

（組合又は連合会と特殊の関係のある者）

第十七條 法第十一條の十一第二項前段（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合又は当該連合会の子法人等

二 当該組合又は当該連合会の関連法人等

（法第十一條の十一第二項の規定の適用に關し必要な事項）

第十八條 「同上」

2 「同上」

- 一 前項の組合又は連合会について第十五条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額
- 二 前項の組合又は連合会の子法人等について第十五条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 略〕

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十九条 第十六条第一項の規定は、令第十条第十項第四号（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び同条第十五項第五号の主務省令で定める理由について準用する。この場合において、第十六条第一項第一号及び第二号中「当該組合又は当該連合会」とあるのは「当該組合又は当該連合会及びその子会社等（法第十一条の十二第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等を含む。）」と、同項第二号中「出資総額」とあるのは「出資総額又は資本金」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と、「法第十一条の十一第一項本文」とあるのは「法第十一条の十二第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2
〔略〕

- 一 前項の組合又は連合会について第十五条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額
- 二 前項の組合又は連合会の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十五条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 同上〕

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十九条 第十六条第一項の規定は、令第十条第十項第四号（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び同条第十四項第五号の主務省令で定める理由について準用する。この場合において、第十六条第一項第一号及び第二号中「当該組合又は当該連合会」とあるのは「当該組合又は当該連合会及びその子会社等（法第十一条の十二第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等を含む。）」と、同項第二号中「出資総額」とあるのは「出資総額又は資本金」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と、「法第十一条の十一第一項本文」とあるのは「法第十一条の十二第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2
〔同上〕

(法第十一条の十一第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方)

第二十條の二 法第十一条の十一第三項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該組合又はその子法人等をいう。

2 法第九十二条第一項又は第百条第一項において準用する法第十一条の十一第三項第二号の信用の供与等を行う連合会又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該連合会又はその子法人等をいう。

(届出事項等)

第五十一条 法第二百二十六条の二第十二号の主務省令(倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。)で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 第六条各号に掲げる者又は第十七条に規定する者のいずれかに該当する者(次号及び第五号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合

〔四〇十八 略〕

〔二〇六 略〕

〔条を加える。〕

(届出事項等)

第五十一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 第六条各号又は第十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者(次号及び第五号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合

〔四〇十八 同上〕

〔二〇六 同上〕

備考、表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年^大蔵省^{農林水産省}令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

		改 正 後	
附 則			
<p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等) 第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。</p>			
第十四条の二第一項	第十四条第六項	第十四条第五項	第十四条第四項
銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算	一又は複数の資産を裏付けとして間接的に行う信用の供与等の額の計上又は算出	銀行法施行規則第十四条第二項及び第四項の規定を準用する場合	銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
〔略〕			
		改 正 前	
附 則			
<p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等) 第三十五条 〔同上〕</p>			
第十四条の二第一項	第十四条第四項		
銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算	銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの		
〔同上〕			

2

〔略〕

〔略〕	第十四条の六第二項	銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認の申請	〔略〕	第十四条の二第二項	銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定を準用する場合
	第十四条の六の二	銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う特定承継会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者		第十四条の二第三項	銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額
	第十四条の七第一項及び第五項	銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの			

2

〔同上〕

〔同上〕	第十四条の六第二項	銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認の申請	〔同上〕	第十四条の二第二項	銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額
	第十四条の六の二	銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う特定承継会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者		第十四条の二第三項	銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額
	第十四条の七第一項及び第五項	銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの			

(特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例)
第三十五条の二 「項を削る。」

「項を削る。」

(特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例)
第三十五条の二 「1」前条第一項において準用する銀行法施行規則
(以下この条において「準用銀行法施行規則」という。)第十四条
第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、
適用しない。

2|| 準用銀行法施行規則第十四条第二項及び第四項の規定は、特定承
継会社の清算機関(特定承継会社(当該特定承継会社以外の特定承
継会社を含む。))に一定の情報を提供している者であつて、金融商
品取引清算機関(金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融
商品取引清算機関をいう。)、商品取引清算機関(商品先物取引法
(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八項に規定する商
品取引清算機関をいう。))又はこれらに準ずる外国の機関(設立さ
れた国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、か
つ、当該規制及び監督を受けている者に限る。)である者をいう。
以下この項において同じ。)に対する信用の供与等(法附則第三十
三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条第一項本文に規定
する信用の供与等をいう。)であつて、清算機関が行う業務(金融
商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務
引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債
務引受業等又は外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をい
う。)に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が定めるもの
については、当分の間、適用しない。

3|| 準用銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、中小企業者及び中

1|| 前条第一項において準用する銀行法施行規則第十四条第四項

<p>の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。</p>	<p>堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(同一人に対する信用の供与等) 第七十二条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 第二項及び前項の規定は、農林中央金庫の清算機関（農林中央金庫に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（法第五十八条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。</p> <p>6 一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間</p>	<p>(同一人に対する信用の供与等) 第七十二条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>

接的信用供与等」という。)のうち、農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引(以下この項において「個別資産等」という。)に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が法第五十八条第一項本文に規定する自己資本の額の二分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不相当である場合として農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

(法第五十八条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第七十三条 法第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額(次項及び第七十六条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等(銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇六 略」

(法第五十八条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第七十三条 法第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等という。以下同じ。)の額(第七十六条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上し、又は算出される信用の供与等(銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇六 同上」

2|| 農林中央金庫が、自己資本比率（法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段（農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3||
[略]

「項を加える。」

2||
[同上]

<p>(農林中央金庫と特殊の関係のある者)</p> <p>第七十五条 法第五十八条第二項前段の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者は、農林中央金庫の子法人等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第七十条の二において同じ。）とする。</p> <p>(法第五十八条第二項の規定の適用に關し必要な事項)</p> <p>第七十六条 「略」</p> <p>2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一 農林中央金庫について第七十三条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額</p> <p>二 農林中央金庫の子法人等について第七十三条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(法第五十八条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方)</p> <p>第七十七条の二 法第五十八条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、農林中央金庫又はその子法人等をいう。</p>	<p>(農林中央金庫と特殊の関係のある者)</p> <p>第七十五条 法第五十八条第二項前段の主務省令で定める特殊の関係のある者は、農林中央金庫の子法人等及び関連法人等とする。</p> <p>(法第五十八条第二項の規定の適用に關し必要な事項)</p> <p>第七十六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 農林中央金庫について第七十三条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額</p> <p>二 農林中央金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第七十三条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>「条を加える。」</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の一部改正）

第五条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十

六年内閣府
農林水産省 令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 「1」第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(以下この条において「新命令」という。)第十六条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。</p> <p>2 新命令第十六条第二項及び第四項の規定は、農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下この項において「組合」という。)の清算機関(組合(当該組合以外の組合を含む。)に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。)、商品取引清算機関(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。))及びこれらに準ずる外国の機関(当該機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。)</p>

〔1〕 第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十六条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 「項を削る。」

〔項を削る。〕

をいう。）に対する信用の供与等（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一条の八第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等をいう。）であつて、当該清算機関が行う業務（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。

3〕 新命令第十六条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 「1〕第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下この条において「新命令」という。）第十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2〕 新命令第十四条第二項及び第四項の規定は、漁業協同組合、漁業

〔1〕 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 「項を削る。」

「項を削る。」

協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（以下この項において「組合等」という。）の清算機関（組合等（当該組合等以外の組合等を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。）に対する信用の供与等（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一第一項本文（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等をいう。）であつて、当該清算機関が行う業務に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。

3|| 新命令第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 「1」第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第七十二条第一項の規定は、同項第二号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2|| 新規則第七十二条第二項及び第四項の規定は、農林中央金庫の清

〔1〕 第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第七十条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

3〕 新規則第七十二条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十六条第六項の規定は、当分の間、適用しない。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十四条第六項の規定は、当分の間、適用しない。